

東京都児童福祉審議会 第4回専門部会
(家庭的養護の推進)
議事録

1 日時 平成27年11月16日(月) 19時00分～21時04分

2 場所 第一本庁舎 南側33階 特別会議室S6

3 次第

(開会)

1 報告事項

緊急提言について

2 議事

(1) 家庭的養護の現状等について(有識者等ヒアリング)

(2) 養育家庭等の認定要件について

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、駒村副部会長、青葉委員、磯谷委員、都留委員、松原委員、宮島委員、武藤委員、山本委員、渡邊委員、

5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2 家庭的養護の推進に関する緊急提言

資料3 養育里親・養育家庭の里親認定基準の比較

資料4 親族里親の里親認定基準の比較

資料5 専門部会(家庭的養護の推進)開催スケジュール

その他 参考資料

開 会

午後6時30分

○中澤育成支援課長 それでは、お待たせいたしました。お時間になりましたので、これから始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてどうもありがとうございます。よろしくお願いい

たします。

初めに、委員の出欠状況についてですが、横堀委員から御欠席の御連絡をいただいております。

また、宮島委員が途中、退席の御予定と伺っております。

あとは、山本委員が若干遅れての到着の予定でございます。

その他の皆様には御出席いただいておりますので、定足数に達していることを御報告させていただきます。

次に、お手元に会議資料を配付してございますので御確認をお願いいたします。

資料1 本専門部会の委員名簿及び事務局名簿

資料2 緊急提言

資料3 養育里親・養育家庭の里親認定基準の比較

資料4 親族里親の里親認定基準の比較 資料5 専門部会の開催スケジュール

その他としまして、参考資料でクリアファイルに入っているものを置かせていただいております。

参考資料については毎回事務局で机上に御用意いたしますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

また、本日は宮島委員から冊子、『里親と子ども』の御提供がございましたので机上配付をさせていただきます。

それから、本日は家庭的養護の現状や課題等につきまして、有識者や当事者の方々からお話を伺うために6名の方にお越しいただいております。資料の他に名簿を机上に配付させていただいておりますけれども、事務局から改めまして簡単に御紹介をさせていただきます。

まず、関東学院大学准教授で養育家庭としても登録していただいております澁谷昌史様です。

次に、元里子のお立場から、ファミリーホームの補助者として現在関わっていただいております佐藤めぐみ様です。

次に、ファミリーホーム「陽気ぐらしの家わかさ」のホーム長であります若狭佐和子様です。

続きまして、麻布乳児院の里親支援専門相談員であります牛島いづみ様でございます。

続きまして、児童養護施設調布学園里親支援専門相談員の杉浦準一様です。

最後に、母子生活支援施設「ナオミホーム」の施設長で、元養育家庭センターの職員というお立場からお越しいただきました戸田朱美様です。

よろしく願いいたします。

本日の審議会は、公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますのでよろしく願いいたします。

それでは、この後の進行を柏女部会長をお願いいたします。

○柏女部会長 皆さん、こんばんは。遅い時間にお集まりいただきましてありがとうございます。

特に今、御紹介いただいた6名のヒアリングの方々につきましては、本当に遅い時間においていただきまして心より感謝を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、宮島委員、貴重な冊子をありがとうございます。勉強させていただきたいと思っております。

それでは、ただいまから東京都児童福祉審議会第4回専門部会を開催させていただきます。

議事に入る前に、報告事項がございます。専門部会では、緊急提言の案をお示しさせていただきまして、その後も皆様方の御意見をいただきながら資料2の提言を行っておりますので御報告をさせていただきます。

この件について、その後の状況などを含めて事務局から御報告をお願いしたいと思います。では、よろしく願いいたします。

○中澤育成支援課長 それでは、資料2について御説明いたします。

10月30日に、本専門部会の柏女部会長より知事宛てに「家庭的養護の推進に関する緊急提言」をいただきました。

内容は、前回の部会及びその後に皆様からいただいた御意見等を反映させていただいたものとなっております。この緊急提言の内容を踏まえまして、養育家庭の開拓に向けた取組の強化、養育家庭等の養育力の向上を目指した研修等の充実、グループホーム等の設置促進に向けた支援体制の充実、児童相談所の相談支援体制の強化を図れるよう、局としましても来年度に向けて予算、人員要求を行っているところでございます。要求結果等につきましては、また本部会で御報告させていただければと思います。以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。前回議論をし、かつ、その後の御意見も頂戴しておりますので、この提言についてはよろしいでしょうか。何かもし御意見ございましたらお願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、都におかれてはこの提言を受けて、施策の充実に向けた取り組みをよろしく願いいたします。

それでは、今日の議題は大きく2つございます。最初の議事に入っていきたいと思います。

今回は、里親並びに里親支援機関、児童相談所から、それぞれが考える課題や取組の方向性など、貴重な御意見を頂戴いたしました。今回も、先ほど事務局から御紹介がありましたとおりの有識者の方、あるいは当事者の方々からのヒアリングを行うことになっております。

また、先日の議論におきましては、事務局から幅広い課題の提示がなされるとともに、それについての御意見も頂戴いたしました。

時間の許す限り、課題についての議論を行いたいため、今回はヒアリングだけではなく親族里親や、あるいは養育家庭の世帯構成の考え方など、前回資料の論点として挙げられた養育家庭等の認定要件についても議論ができればと考えております。

時間配分ですけれども、有識者等ヒアリングを8時半まで行いまして、その後の30分を養育家庭等の認定要件の議論に割ければと思っております。

時程が非常にタイトになっております。6名の先生方には7分で御報告をしていただいて、そして3分で委員からの質疑を行うなど、いってみれば一番短い学会発表みたいな形で大変御迷惑をおかけします。事前に私でも皆様方のヒアリング資料を一読させていただきましたけれども、1つ1つがとても貴重で、7分でお話をさせていただくことが本当に申し訳ないと思いましたが、いただいたペーパーそのものを御意見として今後の参考にもさせていただきたいと思っておりますので、恐縮ですが、今回この中ではそのポイントを絞って御報告をお願いできればと思います。

ヒアリングの進め方、順番については、配付されている名簿順に行いたいと思います。7分程度の御発言、そして質疑を3分という形で進めてまいりたいと思います。全員が終わりましたら、全体の意見交換を20分ほどとれればと思っております。

それでは、澁谷様からどうぞよろしくお願ひいたします。

○澁谷氏（養育家庭） よろしくお願ひいたします。養育家庭として登録をし、養育をさせていただいております澁谷と申します。

7分ということですが、最初に公開ということもありまして、誤解の生じないように最初の1分を使って一応確認をさせていただければと思います。

1つは、本日、私が話題提供いたしますのは、里親及び研究者として見聞をしてきたことを話すのであって、当然、里親個人の経験ではありません。つまり、特定の子供、児相、あるいは支援機関の支援者の方を特定して話をするものではないということです。

また、私も里親として、あるいは研究者として限りがあるものですから、全ての里親さんの代弁をすることはできないということは御容赦いただきたいと思います。

それから2点目といたしまして、今日お話しするのは、里親側から見て養育や支援がどのようなものとして受けとめられていることがあるのかということであって、客観的事実としてどうなのかというところはぜひ部会の委員の皆様方の御判断が必要になってくるということもお断りいたします。

それから、資料の中でも措置費基準の問題であるとか、あるいは国でも議論されておりますアフターケアの問題につきましても触れておりますが、恐らく里親からの要望事項につきましては青葉委員からお話があるかと思っておりますので、私からは今日は子供や関係機関とのつながりでうまくいかないこと、言いかえると里親養育のリスク要因のようなところを出発点として話題提供をさせていただきます。

以上、3点をお踏まえいただければありがたいです。

資料ですが、すみません。いろいろな検証等で使っているところを合わせたので、これを全て話すと90分かかってしまうということで、大きく分けて2つのことについて私からはお話をさせていただいて、その中からどういう趣旨でこれらの論点を出したのかということをお読み取りいただきたいと考えております。

大きく分けて2つと申しましたけれども、1つは中途養育の難しさというところの話を若干させていただき、もう1つは措置変更にかかわる問題について幾つか私見を述べさせていただきます。

その中には支援者、ここで言う支援者というのは児相も民間の支援機関も含むものとお考えいただければと思いますが、支援者の方にも要望等をお話することもあろうかと思いますが、一応忘れないでお話申し上げておきますと、今その支援者の方々の様子を見ていますと、なかなか声がかげづらいほど忙しいというところが非常に見えてまいります。

ですので、この里親養育家庭的養護の推進の検討に当たりましては、児相あるいは民間機関の支援員につきましても担当件数を10ケース、20ケースというところと少し吹っかけ過ぎだということはあるかもしれませんが、やはり長期的なビジョンの中で何ケースぐらいを担当しておけば適切に里親支援ができるのかということもぜひ御検討いただければと思います。

では、本題に入っていきたいと思いますが、まず1点目が中途養育の話です。

最初に図を私の資料で添付をいたしておりますが、この図では里親というのは決して家庭の中だけで過ごしているわけではないのですが、里親制度の推進の根拠となる愛着関係の形成ということを考えますと、やはりその主たる場が家庭という極めて限られた私的な場面になってくるということをあらわしており、また、そこで活用される主たる資源も里親個人の資源なの

だというところをあらわしております。

ですので、当然研修がありますし、一定の養育に関するルールも定められておりますが、それが里親個人の養育行為の中に具現化されていなければ、全く公的な性質は帯びてこない。これが、施設養育のような社会的な場面以上に里親養育の場合、難しさが伴ってくるということがあるのではないかということを実感として持っております。

といいますのも、里親に限らず、人間誰もプライベートな部分について他者のために譲歩できる部分と譲歩できない部分というのがあるのではないかと思います。例えば、誰かと一緒に暮らしたときに生活をどのように送るのか。洗濯の頻度をどのぐらいにするのかとか、あるいは脱いだものを畳むかどうかとか、門限は何時にするのかとか、連絡をどういふときに入れるのかとか、あるいは何をかうと無駄遣いになるのかとか、日々の生活の中でそれぞれのスタイルとか癖みたいなのがあろうかと思います。

ちなみにですが、その2枚目のところに項目一覧として載せてあります1の(2)の「保護できる範囲の問題」、SNSのことについても若干触れておりますが、この辺につきましても最近では身近なところでは大きなトラブルになるということはないのですけれども、やはり日々の生活の中でどの程度踏み込んで子供に関わっていけばいいかは悩むところでもあります。

こうした生活感覚の違いというのは、やはりどうしても生理的な問題なので、そうはいつでも耐えられないとか、何だか嫌だという相性の問題になってくる場所があります。そこには必ず相性があるんだということが養育の強みにもなれば弱みにもなるということは家庭的養護の推進の中で特に考えなければいけないことなのかなというところが1点挙げられます。

もう1点、不調の問題なのですが、やはり適応のプロセスに問題が生じると地域との関係も悪くなれば、養育者同士でも負担感に温度差が出やすい。結局、子供のために行動できたという肯定的な気持ちよりも、子供のために我慢したというような否定的な感覚として経験が積み重なっていくこともあります。

ただ、それでも里親は養育を諦めていないことが割と多いということをお理解いただければと思います。里親としては割とアグレッシブといいますか、自分で動いて打開していこうとか、児相とでも子供とでも納得いくまで話をしていこうとか、そういうような姿勢を強く持っている里親さんもやはり見受けられますが、実はその辺のところも養育をしていく上では強みに変わるものなのかなと思っておりますので、ぜひ不調の問題、当然子供の利益を中心に考えることではあるのですが、委託解除後の交流のあり方も含めてもっと丁寧に扱うというところをとっていただければと思います。

それから、その前提として、公的な責任で措置をした結果どうなったのかというところは、やはり何らかの検討会を設けるなどしてその客観的な状況を知りたいというところもあります。

その他、幾つか要望等を資料には書かせていただいておりますが、所定の時間になりましたのでこれで一旦マイクを置かせていただきます。

○柏女部会長 ありがとうございます。中途養育の難しさ、それから措置変更につわる課題などを中心にお話をいただきました。

委員の皆様方から、何か御質問ございますでしょうか。意見にわたる部分は、後からでも大丈夫だと思います。

では、武藤委員をお願いします。

○武藤委員 武藤です。私は施設で40年働いているのですけれども、施設だと自分の価値観だと

か、それから養育への価値観ですね。そういうものを職員会議だとか、そういうことも含めていろいろたたきながら議論をして何が必要かということ相当やるんですけども、里親の場合、先ほどプライベートな生活で個人としての価値観という部分が一番重要なところだと思いますが、逆に言いますと、その独善性だとか、マイナス面とか、そういう部分を里親といえども社会的養護ということなので、その養育の社会化というか、そういう部分もある程度していかなければいけないんじゃないかと思っています。具体的にいうと自分のところでやっていることを少し社会化するとか、自分のやっていることをチェックするとか、そういうこともある程度必要かと思っていますが、何かこういうことが必要なんじゃないかということがあればお聞かせ願いたいと思います。

○澁谷氏（養育家庭） 御質問ありがとうございます。

養育家庭の中で、やはり最初に申し上げましたように個人的な価値観というのもすごく大事な養育のリソース、資源になってくるものですが、当然、空回りをしていく。そのときに、その家庭の中で負担感を感じている養育者に誰がどうアプローチするののかというところは極めて難しい問題であろうと思います。

その辺のところをどうやってチェックをするのかというときに、やはり基本はチェックという言葉、あるいは自己評価というような行政上の用語を使うと、それは里親家庭としては引いていってしまうことになっていきますので、私の基本的な認識としては、里親は子供の利益のためになるのであれば何でもしていこうと、時にアグレッシブなぐらいの姿勢を持っている方たちも少なからずいる。

そのところで寄り添っていくためには、今のように何かあったら電話してとにかくSOSを出したいというようなときに、こちらが躊躇してしまうであるとか、あるいは寄り添ってもらっていいのかなというようなためらいもあるので、この辺のところを最初の1カ月に1度、数カ月の間だけ民間機関の支援員さんにも来ていただいておりますが、全然足りないと思っております。

もっと日常的にやりたい。どこか行くときに別についてきてもらってもいいですし、一緒に食事もとってほしいというぐらいに思っておりますので、実はそれも養育支援なんだというようなところも含めて考えていただければありがたいかと思っております。

○柏女部会長 ありがとうございます。まだ御質問、御意見おありかと思っておりますが、時間もきておりますので、次の佐藤さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤氏（元里子） 佐藤めぐみと申します。よろしくお願いします。

私は、3歳の時に乳児院から施設には行かず、里子になりました。いろいろ事情は児童相談所の人からもよく伺っていますが、私はぜひとも赤ちゃんのうちから里親家庭に引き取ってほしいと強く願っています。

私は小さいときに引き取られたので、自分が里子であることを意識しないで、本当に普通の家庭のように生活できたのがとても嬉しかったんです。私の今いるファミリーホームの家の子で、やはり小さいときから引き取られていない子が愛着障害の子がいるんですが、自分の愛着が満たされないとチックという症状が出てしまって、今は少し落ち着いたんですけども、すごく大変な時期があって、その子はやはり施設とか乳児院にいたときから愛着の関係ができていなくてとてもつらい思いをしてきたので、今、私の娘、赤ちゃんがいるんですけども、その子はそれを見ながら自分もこういうふうにやってもらいたいと横ですごく言うんですね。そ

ういうことを見ていると、施設の子を引き取るなど言っているのではないんですけれども、赤ちゃんのうちに引き取ってほしいとすごく思います。

あとは、ファミリーホームにいる里子たちは施設を経験している子たちばかりなんですけれども、里親にきてよかったと言っています。父母という存在ができるのはすごく大きくて、施設とは違って自分だけを見て考えてくれるのが嬉しいとすごく言っています。

私が里子として大変だと思うのは、やはり18歳のひとり立ちです。特に20歳になるまでは、2年間の保障もバックも何もないのですごく不安です。私の場合はそのまま家に置いてもらえたのでよかったですけれども、今ファミリーホームにいて今年実家から自立してひとり立ちした子は、バイトに学校にすごく疲れています。その子は奨学金をもらうときに、18歳を過ぎてからだと里親が保証人になれずとすごく困っていました。お金を払えば保証人になってくれる会社があるんですけれども、ただでさえ一人で生活するのが大変なのに、そこでお金を使わなければならないという負担はどうなのかと私は思いました。もう少し18歳になるまでにやっておいたほうが良いこととか、一人じゃできなくなってしまうことなどを早目にわかりやすく情報で流してほしいと思います。

私もひとり暮らしをしていた経験があるので、私は専門学校に行っていたのですが、そのときは家に置いてもらえたのでよかったですし、今の子ども里親のつてがあつてすごく安いアパートに住まわせてもらってやれているので、そういうふうに運が良いとうまくやれますけれども、そういうつてとかが全然ない里子さんはすごくひとり立ちは苦勞すると思うので、その辺はもう少し考えていただきたいと思います。

あとは、里子の身分証についてもいつも困っています。受診券では身分証明書にならないので、よく困っています。銀行や役所などの手続でパスポートぐらいしか身分証明書にならないので、それがない子供は作るのにも実親を通して印鑑が必要とか、手続に時間がかかるのがすごく大変です。もう少し里親家庭に来る前にパスポートを作っておくとか、公共機関でもすぐに通るような身分証を作ってもらうなど、何とかしてほしいと思います。手続ができなくて待たされたり、受付で変な顔をされたりするのがすごく嫌な気分でした。

実家のファミリーホームの子供たちが言っていた意見としては結構児童相談所のことが多くて、特に子供担当の話が多かったんですけれども、子供担当さんがころころ変わり過ぎていて覚えられない。人がすぐ変わるので相談しにくいと言っていました。

それから、若い子供の担当さんのほうがやはり話しやすい。お年を召している方だと、話が通じなくてちょっと嫌だなど言っている子がいました。

あとは、大人と子供の担当が違うと意見の食い違いとかいろいろあつて面倒臭いなど言っている子もいますし、児童相談所の所属は親御さんのところで統一しているみたいなんですけれども、子供の住んでいるところで統一してもらわないと、違うところの児童相談所に連絡するとなかなか人がつながらなかったり、連絡を取るのが難しかったりしてちょっと大変なときがありました。

児童相談所の職員が来ると、施設に送り返されんじやないかとすごく不安になっている子供もいれば、逆に1年に1回しか様子を見に来ないのに自分の何がわかってもらえるんだと言っている子もいます。

実親の情報をすごく知りたがっている子供には教えてほしいと思います。事情はいろいろあると思うんですけれども、曖昧な態度をとられて少し悲しい思いをしている子もいます。

児童相談所だけではなく、前にいた学園とか施設の人にも、もう少し関わってくれると嬉しいと言っていました。

あとは、一時保護所から来た子も結構いるんですけども、そこでも不良で荒れていて大変な子供と同じ部屋にされてすごく精神的に嫌な思いをした子もいるそうですし、あとは保護所の職員の対応がとても冷たくて傷ついたということも聞きました。自分はまだ子供なのに、大人のような扱いをされてすごく嫌だったと言っている子もいました。

少し長くなりましたけれども、いろいろ子供から意見を聞いたので、できるところから問題に取り入れて解決していただけたことを願いたいと思います。ありがとうございました。

○柏女部会長 ありがとうございます。率直な意見、または周りの里子経験の子供たちからの聞き取りも踏まえた上でいただきました。本当にありがとうございます。何か御質問等ございますでしょうか。

では、武藤委員をお願いします。

○武藤委員 里子さんの里親委託中の意見表明をする場というか、ここでは児相の子供担当ということになるかもしれない。なかなか言いづらいという部分があったりして、アイデアとしてこういうような意見表明をする場があると割と言いやすいというんでしょうか、そういうのがあれば少し教えていただければというのが1点です。

それから、里親を今度は卒業というか、出て行った後のアフターケアで、里親さんからすると実家的な存在としていいですよということと、ずっと期待されても難しいというようなところがあるみたいですけども、出て行ってからその後に頼っていける場ということでの里親さんの存在というか、そのことでもし御意見があればいただければと思います。

○佐藤氏（元里子） 最初の質問は、里子の相談する場ということですね。私は結構、児童相談所の人が話を聞くよと言ってきて児童相談所に行っていたりもしたので正直その辺に関してはそんなに悩んでいたことがなかったです。

ただ、他の子たちはやはり面倒臭いと言っていたりといろいろと悩んでいるところもあるみたいなので、私からの意見だと、家庭にもう少し足を運んでもらって、できればなるべく同じ人にしていただきたい。

私のファミリーホームの子供たちはお客さんが来るとすごく喜ぶので、児童相談所の人に来るのは結構喜んでいるんですけども、やはり毎回、毎回、人の顔が変わっていると一から覚えたり、前に話したことをもう一回話さなければいけないとか、悩んでいる途中で人が変わっちゃうともう話しにくいとかというので、場というよりはやはり人を変えないでほしいということを強く思います。

やはり、里親さんでもう無理だと言う方もいらっしゃるということですか。

○柏女部会長 里親委託を解除された後、何かあったときに実家機能みたいな話で戻れる人と、そこで終わったからもう連絡は余り持たないという人と両方あるみたいだけれども、その辺のことについて、里親さんは今後委託解除されてもどういう存在であってほしいかということだと思ってしまうんですけども。

○佐藤氏（元里子） やはり唯一、自分が心を許せるというか、大人になるまで羽を休められたところなので、何でもかんでもお金を貸してほしいとか、居座らせてほしいとかという困っちゃったりしますけれども、何かあって本当に助けてほしいというときにはやはり力になってくれる存在にはなっていてほしいかと私は思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。佐藤さん、遅い時間に、またお子さんをお預けでの御出席、本当にありがとうございます。途中、中座されるということですが、時間が許す限りどうぞお願いしたいと思います。

それでは、続きまして若狭さんよろしくお願ひいたします。

○若狭氏（ファミリーホーム長） こんばんは。このたびは、この会に呼んでいただきまして誠にありがとうございます。荒川区でファミリーホームをしております若狭と申します。里親になって20年、東京都のファミリーホームには平成15年になりました。平成21年より、国制度のファミリーホームとして生活しております。

まず、ファミリーホームの良さは大家族であるということです。大家族とは、委託児童6名プラス養育者最低3名という意味ではありません。養育者として登録していない私たち里親の家族、親族も含みますし、また家事を援助してくれる人の家族や、我が家を応援してくれる人たち、それから元里子の子供たちも家に残っている子はもちろんのこと、自立した子供たちも出入りしますので、家族として、また家族同様に子供たちとつき合う人が多いということとはさまざまな子供たちを受け入れやすく、何層にも子供たちを支える手だてがあるということで、ファミリーホームの子供たちにとって大変良い環境だと言えます。

ここで大切なことは、この大家族の中でお父さんとお母さんは私たち夫婦以外にはいないということです。子供たちの養育の全責任は、私たち夫婦が持ちます。それは家庭では当たり前のことであり、誰も何も言わなくても全員の共通認識となり、子供たちの情報は私たち夫婦のところに集約されるシステムに自然となっている。これが家族であり、家庭とはファミリーホームに限らずそんなものであると思います。

さて、私が里親になってから20年経ち、つくづく思うことは、失敗を積み重ねての里親生活だなということです。大切な子供を育てることですから失敗はあってはいけないのかもしれませんが、子供は一人一人違う人間です。ですので、こう育てれば間違いがないというマニュアルはないわけで、また人格、養育力ともに完璧に人間も最初からいるわけがありませんから、子育てにおける失敗はつきものであり、その失敗をどのように乗り越え、さらに生かすかという心の強さというか、何が何でもこの子供を守りたいという情熱のようなものが私にはたまたま備わっていたからこそ続けてこられたかと思うのです。

危ない橋を随分渡ってきたと思いますし、今もぎりぎりのところで道を切り開いている感があります。今のファミリーホームを運営している里親さんたちは皆、子供たちを守るため、自分で自分に必要なものを集め、いろいろな手立てを自分仕様にして持っています。さまざまな関係機関と連携を、自分のほうからとっていく方法を身につけています。今、里親の養育力が必要と叫ばれる中、失敗しない養育力を求めているのでしょうか。

里親支援、里親支援助と言いますが、里親を家の中に閉じ込め、周りの世界を見えなくしていませんか。失敗を乗り越え、さらにプラスに持っていく養育力を育て確実に力にしておくこと、里親への支援だけでなく子供への支援も含め、里親自身が自分で支援を選択し、一人一人の子供に合わせてカスタマイズし、里親の荷物を軽くすること、里親を育てるシステムづくり、里親が子育てしやすい環境づくりにもっと真剣に取り組んでいただくことで、より安心安全に子供を迎え入れる環境が整えられると私は考えています。どんな状況にも対応できる力をつけていける道筋が見えていれば里親を目指す人が増え、力が自信に変わり、それがファミリーホームにもつながると確信しています。

ここまでのところを、提示いたしました資料でもう少し具体的に述べております。

Ⅱの「里親支援」のところで申し上げたいことは、今ある里親支援の関係機関の役割を明確化することです。里親支援機関は使えないという声を少なからず耳にします。それは、支援する方もされる方も、その役割を整理できていないためではないかと思います。

この資料で抜けてしまっているのは、施設における里親支援専門相談員さんです。この資料をつくっていたときは私自身も思いつかなくて抜けたままになってしまったのですが、その後、思いめぐらしているうちに自分の経験の中で思い立ったのが、施設から子供を受託するときに交流期間から受託後まで、たびたびその子がこれまでどのように育ってきたのかということが気になり、御相談したことがあります。子供のこれまでの生活をよく知っている施設だからこそ教えてもらえ、一緒に考えることができ、まさに私の必要としている支援でした。このように、里親支援機関の役割の明確化、それとその支援を提示してくれるスーパーバイザーの存在が今後特に必要になってくると思います。

次にⅢの「ファミリーホーム制度の拡充」ですが、今後、施設型、法人型のファミリーホームが開設されるに当たり、その形態を今ある施設型グループホームと差別化することで、家庭であるファミリーホームの形態を崩さないでいただきたいというのが願いであります。その理由は最初に述べたとおり、ファミリーホームの良さは大家族という家庭であるという点であります。

それから、我が家が国制度のファミリーホームになって一番変わったなと思うことは、私自身が里親の集まりに出にくくなっているということです。補助員さんに手伝っていただける分、子供のことがきめ細やかにできるようになり、子供のために費やす時間もそれに伴って増えています。また、常時5～6人の子供たちの事務作業に割く時間も増えました。その分、里親さんたちの集まりには顔を出せなくなり、孤独感は増えています。ファミリーホームを地域の里親さんたちに活用していただくことができれば相乗効果であり、私たちのこれまで培ってきた養育のノウハウも役に立てていただくことができるのではと考えています。

最後に、今、子供たちを養育していて壁にぶつかっている点をⅣに挙げました。特に最近は一親さんとの関係調整の必要な子供の受託も増え始め、その関係調整を児相にのみお任せするのでは遅々として進まず、また、実親さんへの強制力が弱いために結局子供が犠牲になっている状況です。実親さんへの子供の養育についての介入を、もっと強制力を持って行える機関があればよいのにと切に願っております。

以上、一人一人の子供が明るい未来を夢見られる世の中に、どの子も愛されて育つ権利が保障されますようにと願い、発表を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○柏女部会長 ありがとうございました。時間に御協力いただきましてありがとうございます。

それでは、どなた御質問ございますでしょうか。

では、宮島委員お願いいたします。

○宮島委員 では、1点聞かせていただきたいと思います。

御報告ありがとうございました。澁谷先生のお話と佐藤さんのお話と関連しますが、プライベートな領域に子供を迎え入れる家庭養護、公的な養育ですよね。そのプライベート、私性ということにちゃんと留意しておかなければいけないと思っています。ここには相性の問題があると思うんです。それで、里親の場合と、ファミリーホームの場合と、例えば相性の問題の乗

り越え方というんでしょうか、その辺は違うのか、それとも同じなのかという点を聞きたいと思います。

それから、ファミリーホームの場合は何人も子供さんが早目に先に委託されていますよね。その子供たちの意思とかも相性の問題では大事だと思うのですが、その辺、先に委託されている子供たちの参加というんでしょうか、意思表示をどのように保障していくのかということをお聞かせいただければと思います。

- 若狭氏（ファミリーホーム長） ありがとうございます。相性の問題ということですが、私どものファミリーホームもお話があった子は断ったことはございません。どんな子でもという形で受け入れています。児童相談所の方で、私どものホームにこの子を入れていいかどうかということをお話していただいているのだと思うことがよくあります。うちの家庭は、割と発達障害でも自閉症とか、ADHDとか、LDですね。少々のおんびり、ぼーっとした感じの子が多いんですが、不良系の活発な子は余り来ないです。なので、ぐちゃぐちゃとなることはそんなにない感謝しております。

ただ、やはり相性の問題で、来た子が、どうしてこんなこと言うんだらうとか、なぜこういうことをするのかなど、なかなか理解できない子も多々おりますので、できるだけ理解するように、理解するようにと私たちも心をいろいろめぐらせますし、他の子供たちも最初のうちは文句がすごく多かったです。やはり1カ月住むと何となくその子のことがわかり、1年住むとその子がいることが気にならなくなるというのはずっとそうなので、間違いないかなと思っています。それが毎日一緒に生活するというのでお互いに歩み寄りというか、だんだん調和していくというのが機能的にはあるのかなと思っています。

- 柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、短くお願いいたします。どうぞ。

- 磯谷委員 ありがとうございます。先ほど、実親がいろいろと関わってきて、それを強制的にとめることができないかというお話だったかと思うのですが、具体的に例で結構なのですが、実親との関係でどんな問題が生じているのか、教えていただければと思います。

- 若狭氏（ファミリーホーム長） ありがとうございます。関わってきて困るというよりも、関わってくれなくて困るというほうが実際は多いかと思うのですが、措置解除後、実親さんは子供を引き取るというものの、では引き取ってどんな生活をさせるのかといったところで、ちゃんとその子の資質や能力に応じた生活をするだけのことを実親さんが全く用意してくれないままに、実親さんがいるので措置延長はできませんという、その子の困るのがわかっているのに措置解除せざるを得ないというような問題。

それから、そんなに難しい問題ではないはずなのに委託されてくる。実親さんが少し変えてくれればこの子は実親さんのところに戻れるはずなのに、実親さんが子供はこうでなければならぬとか、自分は変えられないというふうになかなか子供のことをわかってくれなくて、帰すに帰せないというような子供が増えているかと思っています。

- 柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして牛島さんお願いいたします。

- 牛島氏（里親支援相談専門員） 麻布乳児院の牛島と申します。本日、このような機会をいただき感謝しております。

乳児院の里親支援専門相談員として活動している中で日々感じている課題や、取り組んでい

きたいと思っていることを4つの項目に分けて挙げさせていただきます。限られた時間でもございますので、詳細については資料をご覧くださいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1番、「里親開拓・普及啓発活動について」です。施設から遠く離れた管轄地域への里親開拓や普及啓発活動の難しさを感じております。東京都内にある乳児院は、都内に均等して所在しておりません。そのため管轄地域は施設の所在地域外になることが多く、地域との関係を図る機会が希薄な状況です。一層の創意工夫、努力が必要だとは思いますが、その中で施設に求められている役割は何なのか、自分たちにできることは何なのかを考えています。また、それらのことを明確に示していただけたらとも思います。

もし、施設が所在する地域でも活動が行えたら、乳児院としてももう少し地域に根差していけるのではないかと思います。そのために、地域枠組みの見直しや管轄内外問わずに活動していける柔軟性を認めてほしいと思います。

また、乳児院と児童養護施設のそれぞれの専門性を生かした里親支援ができたかと考えています。支援をより充実させていくためにも、それぞれの施設が持つ強みやノウハウを生かした里親支援を行いたいと思っています。

「2. 里親委託推進について」ですが、乳児委託が少ない現状と感じております。出生後すぐに実親さんから里親委託の承諾を得ており、健康や発達のペースのよいお子さんでも里親さんとのマッチングの日取りが決まるまでに1年近くを要するケースもありました。子供の発達や将来のことをとても大事に慎重に考えてのこととは思いますが、子供が生後すぐに安定した環境の中で安心して育つことは心身の健やかな成長につながると思います。子供の健やかな成長と幸せを育むために、乳児委託の推進を望んでいます。

また、家庭復帰が難しいケースでも、実親さんの同意を得られないことで里親委託へ進まないほうが多いのではないかと感じています。実親さんが里親養育を望まず、家庭復帰も難しい中で、子供たちの施設での生活が長期化しています。

実親さんも里親委託後の子供との関係がどのようになるのか見通しが持てず、里親制度への理解も難しく、同意しがたいことがあると考えられます。その理解を深めるためにも、より一層、実親さんや里親制度の説明をしていく努力と取組が必要と感じております。

しかし、児童相談所では目の前の子供のサポートで多忙を極めているように感じています。また、近年、虐待通告ケースが増えていることもあり、里親委託推進の尽力までにはさらに厳しい印象です。里親委託を推進していくためにも、里親委託を目指すケースの子供を選任する児童福祉司を設置するなど、職員の増員や支援体制の強化を検討してほしいと思っております。

児童相談所と施設が協力、協同して実親さんの気持ちを大切にしていきながら、子供が家庭で育つ権利を保障していけるよう、家庭的養護を第一に考えられ、里親養育のすばらしさに確信を持ち続けていける方策の検討をお願いいたします。

「3. 支援の充実について」です。施設で生活している子供たちの中には、医療面や発達面、障害への支援が必要な子供たちも多くいます。充実した支援が保障されていない限り、そういった子供たちを里親さんが受け入れていくことは難しく、里親さんへの協力も求めがたいと感じています。

また、夫婦ともに就業されている里親さんも多数おり、仕事で忙しい中、大変な努力をして交流に来られています。子供のためには仕事をやめなければならないということはないとは思

いますが、子供を預かるために仕事を断念される方もいます。仕事をしながら里親交流を行っていくこともなかなか難しい現状だと感じています。それぞれの家庭がそれぞれのニーズに見合った支援を選択していけるよう、多方面からの柔軟な対応ができる支援制度を望んでいます。

また、里親選定の段階から、子供にその里親さんが合っているかどうかの判断を施設に求められてもよいのではないかと考えています。子供の権利を守り、子供の代弁者として施設も里親選定の段階から協同していきたいと思っております。

そして、支援を通して感じていることは、新しい家族の出発に寄与することができる喜びです。そのためにも、子供とその御家族の幸せやウェルビーイングを考え、子供が家庭で生活していることを目指して創意工夫を重ねながら支援に従事していきたいと思っております。

「4. 資質向上について」です。現在、里親交流中に発生する交通費や外出、外泊時の費用は全て里親さんの負担です。面会に来られるときの交通費と、里親交流にかかる費用の保障を望んでいます。経済面での保障がかなえば、児童相談所や施設側も里親さんに資質の向上の協力を求めることができるのではないかと考えています。

以上、4つの項目について挙げさせていただきました。里親支援専門相談員の業務の中で、日々、本当にどうしていったらよいのか、自分たちにできることは何なのかと模索しています。今回、自分たちにできないことを委ね、お願い申し上げることは本当に申し訳ないことと思えます。

しかし、施設の持つ力というものはとても小さいもので、だからこそ実現できる力や可能性のあるところを信じて、切にお願いを続けていきたいとも思っております。

私たちはよりよい支援を可能とする未来を信じながら、日々、子供たちとその御家族のために従事してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○柏女部会長 ありがとうございました。乳児院の部会から、佐藤さんもおっしゃっていた乳児委託の話が出てきたことは非常に心強く思っております。何か、御質問ございますでしょうか。

では、宮島委員お願いします。

○宮島委員 ありがとうございました。資料を拝見して、この資料そのものが子供の利益の代弁になっているなど、本当に優れた内容だなと感じました。ありがとうございました。

里親選定時の工夫ということで、先ほど短くマッチングのことをお話いただきましたが、せっかくですから少し補ってもう少し詳しく聞かせていただけたらと思うのですが、お願いできないでしょうか。

○牛島氏（里親支援相談専門員） ありがとうございます。

乳児院は里親さんのマッチングの段階で登場しています。それまでは、子供とともに里親さんにめぐり合える御縁をずっと待ち続けながら願っています。

ただ、1つの例ですけれども、多数の候補者の中から選定されてお見えになった里親さんがいらっしゃったのですが、その方が精神的に少し不安定だったようで結局は不調になってしまったというところもありました。家庭環境の不安定さなどは選定のときに見えてこなかったのかなというようなことを乳児院で感じていたことがございます。

もちろん、どの里親さんもとて子供のためにと考えて来てくださる方ばかりではあると思うのですが、乳児院は子供の生の情報を持っていると思っておりますので、その子供の権利を守っていくためにも、子供側からも「こういった感じの里親さんがいいな」ということを

お伝えできる場所があってもいいんじゃないかと思っはいます。乳児院でお預かりしている子供というのは0歳から3歳ぐらいのとても小さな子供ではありますので、自からそういったことを発信することはなかなか難しいとは感じております。だからこそ施設の方で子供の代弁者として「こんな感じの里親さんがいいな」と子供側からも言えるような機会があったらいいなとは思っています。

もちろん、里親さん側から言っただけいたらと思っはいますけれども、子供側から里親さんに発信できる場所がなく、またまだまだ発信の難しい年齢の子供たちでございますので、施設の方でそういった機会だったり、場所の保障をしていただけたら、よりよいマッチングや、よりよい支援、よりよい里親交流につながるのではないかとと思っはいますし、不調ケースというのも少し減少していくのではないかと感じておりますので、今回挙げさせていただきます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして杉浦さんよろしくお願ひいたします。

○杉浦氏（里親支援専門相談員） こんばんは。調布学園で里親支援専門相談員をしている杉浦と申します。よろしくお願ひします。

表題で「里子・里親のための制度を目指して ～里親子の“声”が実現していく制度へ～」ということで、東京都の児童養護施設の22カ所に里親支援専門相談員が配置されています。東京都社会福祉協議会の児童部会で里親支援専門相談員が集まっている場が里親制度支援委員会です。その委員会で今日の里子、里親のニーズに応えるために、どのような制度の枠組みがあつたら施設の機能や人材を有効に活用できるかを話しました。

1点目は、まず里子への支援ということが挙げられます。今日、施設や里親支援専門相談員は里親への支援は位置づけられているんですが、直接的な里子への支援については位置づけられていないので、里子への支援体制が必要だということです。

それから、2点目は里親支援専門相談員の業務を制限から活用へというシステムに変えていただきたいということです。東京都の施設の里親支援専門相談員の業務というのはQ&Aというマニュアルが出されていて、それに基づいて業務を実施しているのですが、委託後、半年間のアフターケアができない、それから里親サロンの参加や行事の企画など、制限があります。児童相談所と一緒にないと難しいとか、そういった制限です。それから、フレンドホームの追認も認められていないということで、このような制限が東京都独自であります。

しかし、これからは児童相談所や児相に置かれている里親支援機関と施設が連携して支援ができる仕組みが必要だと思っはいます。そういう意味では、連携やチーム養育といった言葉がキーワードになってくるのではないかとと思っはいます。

ここではこうしたことを柱にしながら、2番目の委託推進、支援充実の2点から具体的に述べていきたいと思っはいます。

2点目の「里親委託促進」では、まず乳児院在籍での委託と、それから里親支援専門相談員を配置した児童養護施設との連携を図り、委託交流がスムーズに進めるようにして委託促進を図ることにつながります。

それと、里親委託が進まないのは実親の同意がなかなか得られないのが課題に今なっています。親と一定期間交流がない場合は、里親委託も進めていけるなどの基準づくりも必要ではないかという意見も出ています。

さらに、現在フレンドホームの交流から里親委託への変更、いわゆる追認と呼ばれているも

のなのですが、フレンドホームと里親委託は制度が違うからということで追認が認められていません。

しかし、実際には里親さんが里親登録後、委託児の候補が挙がってこなくてフレンドホームでまず交流をしていく場合もあって、交流が進むと里親委託につなげたいというケースがあります。それから、こうして人と人との結びつきで情も移り、里親委託につなげたくなることもあります。

しかし、フレンドホーム交流後に他の里親委託の子があらわれて難しいとなると、フレンドホームとのつながりも切れてしまい、両者が傷つく場合があります。追認も選択肢として認めていただけたらと思います。こうして追認ができるようになれば、委託も増えてくると思います。

それから、3番目の「支援充実」ということでは、まず里子の声を聞くシステムづくりをということです。元里子さんとの懇談会では、里親家庭で行き詰まったときに声を上げられる場所がないことが言われました。孤立しがちな里親さんの支援で、里子のためのサロンの開催や里子の行事を里親支援専門相談員が支援できるようにしていただけたらと思います。また、里子の声を聞くことのできる苦情解決制度や、第三者評価の検討もしていただけたらと思います。

それから、アフターケアの支援の充実ということでは、Q&Aでは原則、委託後6カ月間は里親支援専門相談員のアフターケアができなくなっています。里親制度支援委員会でアンケートをとりまして、委託後、不調になって施設に入所する子の期間の特徴として、短期と長期の大きく2つに分かれ、委託後1～2年と、それから10年以上委託して、それで不調になるケースと2つの層に分かれるということです。委託後の半年というのは、そういう意味ではすごく大切な時期であります。委託後は試し行動も出ますので、施設は原則6カ月は家庭訪問をしないという制限をなくしていただけたらと思います。子供の育ちにつなげ、施設を積極的に活用していただきたいです。

情報共有の面では現在、里親支援専門相談員は里親さんの情報は制限されていて里親子の情報は得ることができません。里親の連絡先も教えていただけなくて、支援がなかなかできません。児相や里親支援機関と情報を共有して、支援ができれば充実すると思います。今日、里子も施設と同様、社会的養護の子供たちであり、難しいケースも増えており、関わりが難しくなっています。孤立しがちな里親さんを支援していくには、施設の機能を活用できるようにしていただけたらと思います。

施設には、思春期の子供の難しい対応など、ノウハウなどもあります。施設では進路や自立に向けた取組もしているので、里子も一緒に受けたり、施設から話を聞くことも参考になると思います。

レスパイトケアについても制限があり、定員が空いていないと使えなかったり、年間7日間と制限されています。里親不調への支援では、養育が困難になった場合の支援体制が手薄でもあります。不調に関して、当然施設には情報はきません。委託解除になる前に、一定の支援や関係機関ができる支援を探るカンファレンスを迅速に開けたらと思います。

いずれにしろ、今日の複雑、多様な社会状況の中で子供の対応が難しくなっており、里親さんには社会的養護の一翼を担っていただいているので、社会的に孤立しないように多くの支援機関が連携して里親と里子の支援ができればと思います。

また、今までの里親支援専門相談員に、あれをしてはいけない、これをしてはいけないとい

うような制限から、施設の機能や人材を活用する方向に舵を向けていただいで、できるだけ充実した里親子の支援に結びつけていけるようなシステムづくりをしていただけたらと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。里親制度、あるいはその運用に関わる具体的な課題を多く提示していただきました。感謝を申し上げます。何かございますでしょうか。

では、渡辺委員をお願いします。

○渡辺委員 ありがとうございます。1つ御質問なのですが、先ほど不調は2つのグループに大きく分けられるとおっしゃったと思うのですが、長期のグループ、つまり長期養育から不調になるケースですね。グループ化するというは何らかの傾向があってグループ分けしていると思うんですけども、ケースバイケースだと思うのですが、何かカテゴライズできるような傾向がもしありましたら御紹介いただけたらと思います。

○柏女部会長 お願いします。

○杉浦氏（里親支援専門相談員） まだ途中経過で、アンケートの分析の中で不調になったケースが出されてきたのですが、その理由として幾つか出てきて、その中で期間的にどのくらいの時期でということ、大きく分けて短期間のケースと、10年くらい長くなって思春期になって施設に不調になってくるという傾向にあるということ、今年度、各施設にアンケートをした結果がそういうような経過で、まだ正確に分析しているというわけではないんですけども、調査の経過の中でそういったことがあらわれてきたので今回報告したということです。

○柏女部会長 また、まとまりましたらいろいろと教えていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、最後に戸田さんよろしくお願ひいたします。

○戸田氏（元養育家庭センター職員） 養育家庭センターの元ワーカーとして働いておりました戸田という者です。

養育家庭センターといいますが、1972年に養育家庭制度が発足したときの最初の仕組みだったと思っております。それで、2002年の3月に養育家庭センター制度は廃止されました。その時点でいろいろなことがあって養育家庭センターとしての振り返りはしていないので、これから私が話をしますことはある意味、当時関わっていたスタッフの一人としての個人的な考えであるということをお伝えしたいことと、振り返りが10年前に廃止されたことを今、化石のように話をしろと言われていることになりませんが、今の養育家庭さんの仕組みに何か貢献できればと思って今日は来ております。

先ほど申し上げましたように、養育家庭制度実施に当たって一番初めの仕組みということで、最初は直営施設を含めた4つの児童養護施設に養育家庭センターが指定されました。廃止の段階では、乳児院を含めた9つの施設に養育家庭センターが指定されています。

養育家庭センターの仕事というのは、大きく分けると3つありました。

1つ目は児相との連携のもとに里親さんの申し込みから登録、それから子供とのマッチングから引き合わせ、委託、それから委託中のケア、それから委託解除後のことです。解除後に関しましてもいろいろな解除の仕方がありますが、解除後にも相談が入っていたのでそこら辺のケアも含め、養育家庭の委託に関するほとんど全てを児相との連携のもとにやってまいりました。

それから、2つ目は制度の普及啓発、養育家庭の開拓ということでありました。

3つ目は、里親会活動への支援です。

これらの業務を振り返りますと、1つ目の養育家庭全般の取組を一養育家庭センターに2人の専任のワーカーでやっていて、ある時期、私のセンターでは本体施設の定員と同じだけの養育家庭の子供たちをケアしていました。それはなぜできたのだろうかという、杉浦さんが施設の機能を使ってくれればとおっしゃっていましたが、やはり生活施設である児童養護施設は子供が委託される背景から、その子がどんな思っているのか。それから、解除されて社会に出ていった後、どんな問題を抱えるのかということでの専門性をかなり有しているからではないかと思います。

それから、最近では心理職の配置等もごさいます。そういう意味で、2人の専任ワーカーでしたが、本体施設が持っている機能、専門性はかなり十二分に使わせてもらっていたのではないかと考えております。そういう意味では24時間、けんかがあれば夜中に飛んで行ったこともありましたが、それから空き定員という形で2名の定員があり、施設の状況によっては使えなかったのですけれども、里親さんのレスパイトとか、里親子関係で切り離れたほうがいいだろうというときに、別に児童相談所、一時保護所を使わなくても2～3日とか、施設の職員の助けを借りて使うことができたこともあります。

それから、先ほど言いましたアフターケアについても相談を受けることができたということで、やはり全般に関わることができたのは施設に併設したことが大きいのだろう。その当時、養育家庭センター長と本体施設の施設長は兼任、兼務しておりましたので、社会的養護の子供に対する理解と、施設の中には養育家庭を活用する必要がある子がいるということを時のセンター長の十二分な理解と熱意があったからできたことではないかと、今回振り返って思いました。

2点目の開拓の普及に関しましては、10月の里親月間に関しましては本庁の担当者と一緒に企画運営を考えてきました。

ただ、先ほど乳児院の方がおっしゃいましたように、自分の管轄地域に関する開拓というのはやはり限界というか、難しさがありました。それは、「東京都の制度でしょう。何でうちの区でPRするのか。うちの区の広報誌はうちの区の人が優先だ」という形でした。そういう意味で一般的な広報活動は難しかったのですが、あるとき地区担当の福祉司さんが、「今度小学校、中学校の先生方と話し合う会議があって、そこで5分だけ時間をとったからPRしていいよ」という形で、別にそれは児相の福祉司さんの役割でも何でもありませんけれども、役割を超えたところでやはり重ねてその養育家庭制度をPRしたいという思いがあったので、そのような機会を得たことを覚えております。

それから、3点目は里親会活動の支援ということで挙げましたけれども、日常の家庭訪問を月1回、委託当初は毎週のようにやっておりましたが、その家庭訪問以外に全体活動で運動会をやったり、ピクニックというか、遊びに行ったりする中で養育家庭さんの状況、未委託の方も含めてそれはどんな御家庭なのか。それから、委託された子供がどんな顔でお母さんと話しているかということや家庭訪問以外の場でも情報収集できるというメリットがありました。

それから、そのような活動を通して子供にとっては自分だけが里子ではないということを何となく感じているというか、それを機会に養育家庭さんは「あなたは里子である」と言いやすかったりしていたのではないかという感覚を持っております。

その他に、養育家庭センターのセンターワーカーとして東京都全体の制度であるので、最終的には9つの地域を担当することになりましたが、対都民としては同じサービスを提供する。

同じような支援をしていかななくてはならないのではないかとということで、発足当初から月1回、指導員会議というのをやっておりました。その中では、事例検討ということで不調という言葉がありました、不調になった子供たちについても事例検討を重ねて、その中では率直に自分たちのしてしまった失敗を含めて話し合ってきました。

その中では措置変更児童調査というのも実施して、先ほどありましたようにどういう傾向の子が短期間で不調になるのか等もやりましたし、自分たちの質の向上のために座学だけではない演習を含めた研修も実施したりしてきました。指導上の留意点という、今でいう里親委託ガイドラインと似たものをつくっていきました。配属先というか、本体施設は違うのですけれども、同じ仕事をしているということでは指導委員会を丸一日かけておりましたけれども、ピアスーパービジョンとしての役割を果たしてきたのではないかと考えております。

それから、センターは先ほどありました養育家庭と、その委託された子供の施設と児童相談所の間を調整、仲介的な役割も果たしましたし、それから親子関係の調整機能といいますか、仲介、この子はこう思っているんじゃないかというような間に入って関わるといようなこともしてきたのではないかと考えております。

最後になりますけれども、課題、それでもできなかったことは多分にあります。児相との連携では養育家庭が見えないというふうな形で、幾つかの批判はいただいたような記憶があります。それは委託当初からの役割分担の中と、それから里親会活動を支援していく中で、やはり児童福祉司さんが出会う場面、養育家庭さんが出会う場面の情報量の少なさはどうしても生じるし、それから担当ケースといいますか、その当時、福祉司さんの中で養育家庭は手間がかかるし、面倒なのでと考える方やケースを持っていらっしやらない方もいましたので、そのような形の情報量の違いはどうしても起きていて難しかったかと思うんです。

ただ、それは役割分担ということだったのですけれども、先ほどPRのことで役割を超えて福祉司さんが動いてくださることによって開拓ができたということを考えますと、役割分担しながらこの部分は一緒にやれるのかということもやはり重ねていく作業ということも考えていかなければいけないんじゃないか。あの時代に考えていたら、もう少し連携ができたんじゃないかと考えております。

それから、私自身の主観でしかないんですけども、養育家庭というのはある意味、通常の家とはどうしても違うという気がするのですが、そこら辺を地域の方、学校、友達のお母さんとかに親族までも含めて理解してもらうことの難しさとか、何とも言葉にあらわせないものを持っていらっしやる。だからこそ養育中に困ったことが、子供のことも、「戸田さん、これは愚痴だと思って聞いてくれますか」という本当に前置きから、愚痴なんだよというところから、この子を嫌っているわけではないんだ、こう言いたいんだよねと、言いたいことを聞いていた経験がありますので、そこら辺がわかって、細かいことを言わなくても理解して共感してくれる他者というのはどの養育家庭さんも求めているんじゃないかと思えます。そういう意味で、センターワーカーはある意味その一人として求められていましたし、里親さん同士の先輩も養育家庭もそういう形で求めていらっしやるのではないかと。

それから、社会的養護の子は施設で暮らしている子も里親委託された子も私の中では2つのテーマを抱えているように思っております。

1つ目は、なぜ自分が産んだ親が育ててくれないのだろうかという出自、自分のことですね。2つ目は、自分はいつまでここにいるんだろう、将来はどうなるんだろうという不確かさです。

その見通しの不確かさというのは施設にいる子も里子も同じところは持っているんじゃないかと思っておりますし、それをどういうふうにもその子自身が解消していくのかというのはその子の個性性によりますし、20歳になったから解消するものでもない。

ただ、そのこのテーマに関して子供の求めがあったらやはりつき合う。伴走者として人であったり、期間というのは、養育家庭制度は18歳までの間、家庭に預ければいいということではないので、子供にとってその伴走者になれる存在をどういうふうにつくっていくのかということも考えております。

それから、最後になりますけれども、先ほどの若狭さんと澁谷さんの話を伺いながら思っていたのですが、あるときに私が自分のケースで大学の先生に相談したときに、大学の教官から、ところであなたは子供のことを思っているけれども、養育の主体は誰なのかと聞かれました。どんなに不十分な養育家庭さんであっても、その家庭にこの子供の組み合わせがいいだろうと思ったときには、その養育者である養育家庭さんの考えをやはり主に置かないと支援はできないんじゃないかということとそのときに教えてもらったような気がしております。

以上です。すみません。時間をとってしまいましたが、終わります。

- 柏女部会長 ありがとうございます。戸田さんには本当に昔のことを思い出させるような形をとらせてしまいましたけれども、養育家庭センターの実績を踏まえて新しいシステムづくりをしたいという部会の思いがありましたので、あえてお願いをさせていただきました。本当にありがとうございました。

戸田さんのご報告に対しての御意見、御質問も含めて、残り15分ほど時間がとれます。皆様方に御協力をいただきましたので、この15分で総括的に御意見、御質問等がございましたらお願いをしたいと思っております。いかがでしょうか。

では、駒村委員お願いします。

- 駒村副部会長 2つほど質問させていただきたいのですが、私は児童福祉専門ではないので必ずしもよくわかっていない部分があるのですが、澁谷さんのお話のところの不調の定義の統計の不在というところがあるんですけども、この分野というのはこういう立証的な研究はできない。つまり、きちんとしたケースで立証的な状況が明らかにならないと、なかなか対策も政策もつけれないと思うんですけども、これは何か特殊な要因があるのでしょうか。データが揃わないとか。

- 澁谷氏（養育家庭） 確かに、不調のケースについて恐らくかなりプライベートな情報が入ってきますので、特別な枠組みがない限りはなかなか調査しづらいというところはあるのではないかと思います。ですので、福祉行政報告例であるとか、あるいは既存の調査から推測をしたりすることができますが、なかなか実際にそのところがどうなっているのかを調べられるのは限られた人なのかということと、やはり不調の定義そのものがかなり難しく、児童相談所が不適當と判断したから不調なのかということ、これは里親の実感としてもあるんですけども、やはりそのところでもう少し違った手だてがあれば不調にならなかったケースというのも含められているようなところがあって、その辺のところをまだ検討する余地があるのかなというのが現時点ではないかと思っております。

- 駒村副部会長 同じ研究者なのでなぜかと思うのですが、これも工夫の余地でやり方次第によっては確かにプライバシーの問題はあるわけですが、一方で事実がわからないと対策のとりようがないと思うんです。何か工夫の余地がないかと思ってお聞きしました。

同じような話なのですけれども、佐藤さんは非常に説得力のあるお話だったと思うのですが、18歳以降の課題が非常にあるということですのですけれども、東京都もアンケート調査等で実態把握をしようとしているようではあります、アンケートに答えてくれる方というのは逆に言うと連絡がとれるということですので、まだもしかしたらいい状態なのかもしれない。この辺は若狭さんとか、あるいは里親さんの方にOBというか、出ていった方が何らかの形で相談をするような形で情報が集まっているようなことはあるのでしょうか。その辺はお2人に、もしかしたら里親さんとかファミリーホームに後々こういう相談がきているとか、こういう情報がきているとか、そういったものの集約とかはある程度は累積されているかどうか、教えてもらいたいと思います。

○佐藤氏（元里子） 私の場合は今お手伝いしているのでつながりがあるのですが、私のファミリーホームの家では私を入れて今のところ3人卒業して、もう1人卒業した子も私と同じように結婚して子供が生まれて、里子でいたときのほうが結構外で遊んでいた子なので家にいたくないという子だったんですけれども、やはり出てからはすごく里親のありがたみがわかったみたいで今は戻ってきていたりすることが多いです。それで、最近ホームを出た子も近くに家を借りて、やはり大変なのですごく頼っています。

○若狭氏（ファミリーホーム長） 私どものところには今20年間で短期、長期を合わせて、一時保護委託も合わせると30人くらいになるのかなという感じなのですが、うちに半年以上委託されていた子たちは、当時幼児さんであった子供たちであるにも関わらず、全員連絡が何らかの形でとれています。今、1人だけ連絡がとれない子がいるんですけれども、その兄弟とは連絡がとれているので、所在がわからない子はいないです。

ただ、1カ月とか、本当に一時保護委託ということで小さかった子たちはどうしているかわからないという子は結構います。

○駒村委員 そういう昔というか、OBの方から今の課題とか、出たときの課題みたいなことはかなり集まってくるという理解でいいですか。

○若狭氏（ファミリーホーム長） 不思議ことに、お金を借りにこないんですね。私はとてもお金に困っているだろうから、連絡があったらお金を借りに来るのかなといつも思うんですけれども、そうではなくて懐かしがってくる子が多くて、本当に困ったらおいでねということはいつも言っているのですが、それなりに頑張っているなと思うのと、今、連絡がとれない子は本当に困っています。

それで、それは本人からよりも、本人の周りの人から昔、若狭さんの家にいたんだってということで、うちに御連絡をいただきます。

○駒村副部長 ありがとうございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。では、宮島先生お願いします。

○宮島委員 質問させていただきます。先ほど、若狭さんに質問させていただいてお答えいただいていたときに佐藤さんが大きくなずいていらっしゃいましたが、私は里親支援の中でマッチングが一番重要な支援だと思っています。戸田さんも養育者中心にやはり判断しなければいけないと述べられました。だから、場合によっては、里親は、今は受け入れられないということをはっきり言うべきだと考えています。児童福祉施設には受託義務があるけれども、里親さんには受託義務がないというのはとても大事なことだと思っているんです。やはりそこで暮らすことになる子供の参加と、受け入れる里親さんの参加と、里親さんのもとで暮らす全ての人

たちの参加と、あとは実親とか、子どものそれまでの養育者の参加も、全部必要だと思うもの
ですから、先ほど言わずいていらしたので、ぜひそこで暮らす子供とか、受託へのこういった
人たちの参加について御意見を聞きたいと思うのですが、お願いできないでしょうか。

○佐藤氏（元里子） 私のファミリーホームでは私の母がファミリーホーム長をやっていますけ
れども、そのマッチングがすごく大事だと言っていますが、でも、先ほど言っていました、
一緒に住めば何とかなっていくものであるので頑張ってやっていますけれども、こちらはどん
な子でも受け入れて家族として迎えてやっていきたいとは思いますが、最初からいる子供た
ちは新しい子が来るかもしれないよという話をすると、えーって言うんですね。これ以上増
えるともう嫌だとか、どんどん家庭じゃなくなっていくからすごく嫌だと言う子も結構、何人
かいるんです。

最近、高校1年生の子とかが来たときも、最初からいた子は、すごくえーとか言っていた
んですけど、でもやはり一緒に暮らし始めると、一緒に買い物に出かけたりとか、家で一
緒にギターを弾いていたとか、仲良くやっているの、家族皆には報告して、家族で皆で相
談して反対する子はいますけれども、でも様子を見るとやはりうまくいくので大丈夫かなと、
余りちゃんと回答になっていなくてごめんなさい。

○宮島委員 もし可能ならば澁谷先生にもお聞きしたいのでお願いします。今と同じことにつ
いて、里親としての立場と研究者としての立場で、受ける側の方の参加、あるいは子供たちの参
加のあたりがどうあるべきかということです。

○柏女部会長 では、お願いいたします。

○澁谷委員 子供たちが何を考えているのかとか、何を感じているのかというのは、本当に養育
をしていく中で知りたいけれども、多分、里親家庭の中では十分に聞き取れていないところ
があるんだなということはずごくじくじたる思いのあるところで、今日のヒアリングの意見の中
でも里親の声というか、相談できるところはまだうまく働いていない部分はあるのかなとい
う気がしております。

私も、やはり里親の立場として子供のことも含めて愚痴を言えるというところはすごくエネ
ルギーにつながっていく部分なので、子供たち同士で話し合えるような場面というのがあれば
いいなと思います。

あとは、児童相談所の悪口は割と子供と里親でしていますので、そういう関係もあるとい
いのかと思います、それ以外にも里親家庭だからこそ言えないというところはありますので、
子供同士のつながりが難しくても施設なり児相なりで気軽に子供のパートナーになってくれる
人というのはぜひいていただきたいなというのはやはり養育をしながら感じております。

○柏女部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょう。

まだ2、3分ありますので、もうお1方ぐらいは大丈夫かと思えますけれども。よろしいで
しょうか。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 先ほどから少しこだわっているのは里子の権利保障、権利擁護というところで杉浦
さんのところから出されていると思うんですけど、里子の声を聞く場ということで、ここ
に苦情解決制度だとか、第三者評価だとか、そういうものは具体的に提案されていますが、こ
れが本当に里親制度になじむのかということも含めて少し説明いただければと思います。

○杉浦氏（里親支援専門相談員） 難しいとは思いますが、やはり里子さんの話を聞いている

とそういう意見を言う場がない。また、施設だとそういう権利擁護とか第三者評価というような形でなるべく引き出そうとしているんですけども、里親さんというのはどちらかというところと孤立しがちなところもある一面、意見をなかなか聞いてもらえないというのを元里子さんとか、そういった方たちからも聞いたことがあったりして、そういったことも検討できる範囲でやったらいいんじゃないかということで、具体的にこうしようとか、ああしようとかということはまだ詰め切れてはいないところですけども、そういう意見表明をする場があったほうがいいんじゃないかというのは委員会の中でも出ていました。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。6人の方からそれぞれのお立場で都の家庭的養護の現状、課題、今後の議論を行う上での有益な御意見をいただきました。佐藤さんも、最後まで残っていただいてありがとうございました。ぜひ、今日いただいた意見を次回の議論、あるいは今後提言をまとめていく際の貴重な材料とさせていただければと思います。本当にどうも遅くまでお集まりをいただきまして、貴重な御意見を頂戴いたしましてありがとうございました。

それでは、ヒアリングの方々は御退席をいただいてもよろしいでしょうか。これは、傍聴席に移っていただいても可能ですよね。

○中澤育成支援課長 それは可能です。

○柏女部会長 9時までですけども、この後、里親の認定要件等についての議論をしますので、もしお時間がございまして興味、御関心がございましたら、どうぞ傍聴席の方で聞いていただければと思います。ありがとうございました。

(ヒアリング発言者退席)

○柏女部会長 それでは、これから議事その2、「養育家庭等の認定要件について」の御審議をいただきたいと思います。まず、事務局で資料を作成いただいておりますので御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○中澤育成支援課長 それでは、資料3、資料4をご覧くださいながら少し簡単に御説明いたします。

本日、残りの時間で認定要件等に関してということで御意見いただきたいと思っております。1つは、当初、本部会のスケジュールでは次回の第5回で親族里親について御意見を伺う予定でしたけれども、5回の主な審議内容が「委託促進と支援のシステムづくりについて」ということで、その議論だけでかなり時間的にも精一杯であるとも思いますので、今回短い時間ですが、前倒しで御意見を伺いたいと思っております。

それともう1点、前回の専門部会でお示した課題整理の一覧表の中にもお示ししておりますが、これまでの専門部会の中で委員から養育家庭の認定基準に関して、特に家族と構成員に関するところの御意見も出されていたことがございます。ですので、本日はこの2点、親族里親と、それから養育家庭の認定基準の中の家族と構成員に関するところ、この2つに限って御意見をいただきたいと思っております。

資料3をご覧くださいと思います。こちらは「養育里親・養育家庭の里親認定基準の比較」ということで、国と都の基準を対比して整理をしたものです。

この中の表の2、「家庭及び構成員の状況」の網掛けになっている部分をご覧くださいと思います。まず、国の規定です。養育里親に関する国の規定ですが、「里親制度の運営について」の中では「知識、経験を有する等児童を適切に養育できると認められる者については、必ずし

も配偶者がいなくても、里親として認定して差し支えない」としております。

ただし、その下にありますとおり、「里親委託ガイドライン」におきましては「里親を希望する者が単身である場合、知識や経験を有する等子どもを適切に養育できると認められる者は認定して差し支えないが、養育する経済的な保証や養育を支援する環境等があるかなど確認する」としております。

一方、東京都の養育家庭です。これは夫婦を原則としておりますが、配偶者がいない場合は知識や経験を有することとともに、20歳以上の親族、または事実婚の相手が同居しているということを要件として単身も認めているということになっております。養育家庭制度は言うまでもないですけれども、社会的養護を必要とする児童のための制度です。ですので、認定要件を検討するに当たりましては、その社会的養護を必要とする子供が健全に育っていくために必要な環境を提供するという視点から、養育家庭として外せない要件は何かということ踏まえながら検討する必要があると考えております。

本日は、認定基準の中でこの網掛け部分の内容について委員の先生から御意見をいただければと思います。

続きまして、資料4をご覧くださいと思います。こちらは、親族里親についてです。都の親族里親ですが、現在4家庭ございます。数字的には、全国平均と比べまして全里親に占める親族里親の割合は低い状況でございます。今回の部会に当たりまして、都では親族里親が何で少ないのかということ少し内部で検討をいたしました。

その中で出てきた話としては、1つは一般論として大都市特有の状況ということで、そもそも地方と比較して直系親族が同じ地域、都内に居住しているということが少ないため、親族里親となり得るケースがそもそも少ないのではないかとということが考えられるかと思っております。

それからもう1点、親族が育ててはいるけれども、親族里親という形にはならず、実際、親にかわって養育をしていけば児童扶養手当と、それから都の単独制度で児童育成手当という手当もございますので、これらを受給することによって児童を養育している親族が一定数いるという状況があります。このようなことが親族里親が少ない理由となっているのではないかと捉えております。

こちらの資料の国の規定で「里親制度の運営について」の中では、「死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合には、精神疾患により養育できない場合なども含まれること。」という規定がございますけれども、都の基準の中には特にこれに関する記載はございません。

実際に、運用はこの国の通知を踏まえてケースバイケースで対応してはおりますけれども、都の基準の中にないということでこの辺見落とされている可能性も考えられるかと思うので、これについては相談窓口である各児相において再度確認してもらう意味で、改めて周知していくことも必要かというふうに考えております。

これらの基準をこの表で比較いたしますと、親族里親については国と都で大きく異なる点はないと思っておりますけれども、何か現行で足りない点等、各委員でお気づきの点がありましたら御意見をいただければと思っております。

簡単ですが、説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○柏女部会長 ありがとうございます。養育家庭の認定要件についてはさまざまありますけれども、ただいまの事務局の説明にあったとおり、これまでの部会でも御意見をいただいた養育

家庭の構成員にかかる部分を中心に、子供にとってどのような環境が望ましいかという観点と、それから幅広く里親を求めていくという観点、この両方が必要だと思いますけれども、そうした観点を踏まえて御意見、御質問をいただければと思います。20分弱、時間がとれるかと思っておりますので、何かございましたらお願いをしたいと思っております。

では、青葉委員お願いします。

- 青葉委員 具体的に、ひとり親の問題を考えてまいりました。先ほどの里親とか里子さんの発言にもあり、それから戸田さんの意見にもあったように、普通の子育てと里親の子育ては違うんだということを何か安易に平等に考えてしまうと、この取組が少し間違ってくるのではないかという気がしております。

他人の子供と暮らすというのは、やはり神経を使うんですね。それで、里親というか、大人のほうも、子供もそうですけれども、不安やストレスがどうしても日々たまっていきます。これはどんな人でもたまるわけで、それを夫婦で今、毎日、毎日議論という大げさですけれども、話し合いながら乗り越えているというところで、ひとり親の方が実子を育てる背景と、それから他人を育てる我々とはやはり違うんだということをぜひ御理解いただければと思います。

子供にとってどういう里親がいいかというのはさまざまですけれども、1つの例でいいますと、里親と子供がスカートか何かつかまりながら台所でごちゃごちゃしゃべっている、そんな場面をどうやって再現するのか。そんな中で子供は信頼関係が増していくのであって、余り合理的に何時から何時まで子供を見たからいいのよという世界ではないような気がしております。

それと、これは小さい子だけではなくて高校生も同じで、里母より上背が大きくなったような子も、台所で夕飯をつくっているときにごちゃごちゃ高校生がしゃべっているという図柄があります。そういう関係をつくるのが、やはり里親の我々の基本かと思っています。

だからといって、ひとり親はだめだとか、そういうことではなくて、そういう余裕といたしますか、里親に余裕がないと子供はなかなか豊かに育たないんだろうという思いがありまして最初に発言させていただきます。

では、ひとり親はどうするのかということですが、これはこれで大変貴重な存在だと思っておりますので、バックアップ機能といいますか、誰かの援助を受けながらいわゆる育てる、直接育てる人がのんびり育てられるようなバックアップ機能をぜひ備えられればと思っております。以上です。

- 柏女部会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

では武藤委員、その次に渡邊委員お願いします。

- 武藤委員 まず親族里親の件ですが、私は施設長をしていたときに親族里親のことで児童相談所に問い合わせをすると、基本的にはここの真ん中ぐらいにありますが、施設に入所措置を余儀なくされる場合に適用されるという、この余儀なくされるということの捉え方の中で、基本的には一度はその施設に入ってもらふよということを前提にしながら、その後、親族里親の方というようなことを言われたことがあって、それでは少しハードルが高過ぎるんじゃないかと思っています。

余儀なくされるということを、具体的にどうやって解釈されているのか。現場のところでその判断というか、措置のときの判断の仕方に少し、それでは少し厳し過ぎるんじゃないかなということを感じたものがあるものですから、児童相談所の関係者は今日いらっしやっていますので、そこら辺の施設措置、入所措置に余儀なくされるということの判断の仕方を現実的に

はどうされているのかなということを御質問としてしたいと思っています。

あとは意見になりますけれども、東京都の認定基準になると、いろいろな条件をすべて満たさないと基本的にはだめですよという、全て要件を満たすというような表現の仕方がこの親族里親も、それから養育里親もあるので、むしろ原則としてとか、少しこのところは柔軟な対応ができるといいんじゃないかと思っています。

そういう点では、間口を少し広げるという意味で、やはり原則としてはこういうことを満たしているんですよというような形にしないと、全て満たさなければいけないとなると少しそのハードルが高過ぎるのではないかと思います。

むしろ望ましい要件としてはこういうことですよということを出しながら、婚姻関係の形態だとか家族形態というのはいろいろ近年になって変わってきているわけですから、そういう意味で望ましい要件というのはこういうことですよ出しながら、原則的な部分を出して少し緩和をしていく方向で考えたらいんじゃないかという意見であります。質問と意見なんですけれども、以上です。

○柏女部会長 その質問は、回答をいただいた上で御意見ということで。

○武藤委員 いえ。

○柏女部会長 いいですか。

では、他にも質問が出るかもしれませんので、最後にまとめて事務局からお願いいたします。

では、渡邊委員お願いします。

○渡邊委員 ありがとうございます。私からは質問ではなくて意見で、網掛けの部分に対してというお話でしたので、これに対して御意見をさせていただきます。2つございます。

まず1点は、青葉委員からもお話があったんですけども、ゆとりがある必要があるという御発言でしたか。ゆとりという表現が何を指してゆとりというのか、確かに難しい問題ではあるんですけども、夫婦がそろっていてもゆとりがあるのかどうかという部分もありますし、まず非常に大事だと私が思うのは家庭養護、なぜ家庭養護が子供に必要なのか。家庭養護だからこそ子供に伝えられる、子供の利益に伝えられるものとは何なのかといったら、やはり地域社会に根づいている部分、これは絶対に外せない部分だと思うんです。

それで、シングルペアレントの家庭であっても、夫婦そろっている家庭であっても、地域社会に根差していない、地域社会とのつながりがなかったとすると、もうそれは家庭養護として子供の利益に伝えられるかどうか、非常に難しいと私は個人的には思っています。

それで、そこで地域とのつながりがつくれるという部分がもしかしたら青葉委員のおっしゃるゆとりという部分になるのか。その地域で隣近所と親密になる必要があるかないかということとは別にしても、少なくとも近所とのつながりがある。あるいは、その住んでいる地域社会に知り合いがいて、何かあったときに手を差し伸べてくれる親族、あるいは友人がいる。そういうコミュニティとのつながりがあるということのほうが安全な家庭養護、そして子供の利益に伝えられる家庭養護を進めていく上では非常に重要であろうと私は思います。

私も上手に文言を**作成できるわけ**ではないので、これは投げっ放しで非常に事務局の皆さんを困らせるだけかもしれませんが、できればそういった地域社会とのつながりということがこの網掛けの部分が何らかの判断材料になるようになれば、より子供にとっていいものができるのかなと思いました。

それから2つ目ですが、多様性という部分がやはり大事かと思っています。子供は過去によ

ってさまざまな多様性があるわけですし、そして子供の最善な利益というのも子供一人一人が違うだけではなくて、子供の育ちの段階、発達の段階でもそれぞれ変わってくるわけです。それを考えていくと、やはり養育家庭の多様性というものも同じように求められるだろうと考えています。

それで、子供が家庭養護を必要として、家庭養護が足りないからこういう基準を緩くしようという判断ではなくて、子供の多様性に応えるために、その多様性がこういう基準に反映されるような、そういったものができればいいなと思っています。

具体的にはここでいくと、この文言では明らかに同性婚という厳密には法律上難しい部分があるんですけども、同性で長年生活をされている方とか、安定した生活をされている地域社会とつながっておられるコミュニティーとのつながりがある方々というのは実際にいらっしゃるわけで、その方々はこの基準でいくと20歳以上の子、または等がいることという形になっていくとなかなか難しくなってくるのかなと思います。

それで、それは都の皆さんがどのように判断されていくのかという部分に関わってくると思いますが、ただ、子供の多様性を考えたときにはそこもぜひ考慮していただけると、よりいいものになるのかなと考えております。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。その他いかがですか。

では、磯谷委員をお願いします。

○磯谷委員 全く個人的な意見になります。

まず、最初に武藤委員がおっしゃった、この基準を余り厳格に適用するのはどうなのかという話だったと思いますけれども、養育里親、養育家庭の方をご覧くださいとそんなに厳しい基準だとは私は思っていないです。いずれもほぼ当然のもので、今回網掛けをされた部分というのは少し議論が必要な部分なのかなと思いますけれども、それ以外のところはご覧くださいとほぼ当然のことなんじゃないかと思います。

むしろ私としては、この基準だけで本当に足りるのか。本当に適切な人を選んでいるのかという疑問がないわけではないです。それで、やはり広くすればするほど、結局はマッチングに期待をすることになって、適切なマッチングを本当に祈る他ないという感じが個人的な印象としてします。

それから、多様性についても子供に多様性があるのは当然ですけども、行政が責任を持ってお子さんを預けるという枠組みからすると、もちろん放っておいても多様性は家庭にはあるわけですが、その多様性というところを過度に強調するというのはどうかと思います。

それから、地域社会との関わりですが、個人的に私自身も3人の子供を育ててきましたが、実際に地域社会との関わりが深まっていくのは子供ができてきからだと思うんです。それまではなかなかそういうふうな関わりは、仕事中心であったり、他のいろいろな所属しているコミュニティーの中心だったりするのですけれども、やはり子供ができて実際に育て始めると本当に地域とのつながりが深まっていく。ですから、その入り口のところで地域社会と関わっているかというところを要件にするのが現実的かどうかというのは、少し私は疑問に思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

では、どうぞ。お願いいたします。

○青葉委員 もう1つだけ、親族里親のところですか。これは行政に対する質問になるというか、答えは結構です。親族里親と一般に言うと、おじいちゃん、おばあちゃんが育てているという

ふうなイメージになったときに、普通の常識で数は物すごく増えると思うんです。それで、実際の数字としては児童扶養手当をその他でもらっている方が全部これに該当するし、それから未成年後見が毎年家裁で承認されてきますけれども、これも二千何百人ですから東京都が1割として二百何十人、毎年増えていくわけです。その辺をイメージしてその親族里親を推進するかというところは、これは大変な財政負担にもなります。

私はむしろ親族が育てたほうがいいと思いますので、扶養手当を出すようなイメージでとにかく親と死に別れた子は全員この対象にするくらいの施策を打ち出したほうが、むしろ子供の健全育成とか、愛着障害とか、いろいろなことを考えると踏み切るべきだと思うのです。私の意見で終わっておきます。

○柏女部会長 ありがとうございます。その他にいかがですか。

では、渡邊委員をお願いします。

○渡邊委員 磯谷委員がおっしゃる御意見に対してですけれども、おっしゃるとおりで、自分で言っておいておっしゃるとおりというのは変な話なのですが、補足をしなければいけないと思ったのは、児童養育の経験があることという部分だったので、確かにおっしゃるとおり私も1人の子供の親として、子供ができてからの地域とのつながりというのは一層深まったという実感はあります。

それで、おっしゃるとおりではあるのですけれども、やはりそれを目指すことができるとか、あるいはいい加減な表現になってしまいますが、そういうことに対して前向きな検討ができることとか何とか、文言はわかりません。

ただ、そのことに対して孤立しない、あるいはさせないことがもちろんソーシャルワーカーとして大前提であるのですが、させない側と、あるいは孤立したくない。つまり、孤立しないんだという方向性を何らかの形で確認をする。その確認の方法をどうするんだと言われると私も困るのですけれども、ただ、そういった判断材料にもしそういった部分があると、先ほど武藤委員がおっしゃったように全て満たさなければいけないとなると確かに難しいのかもしれませんが、そこは**よいのでは**と思いました。

それで、確かに子供の多様性、では子供の多様性に応えていくときに家庭養護をしていく実践者、養育者である養育家庭の多様性というのは、ではどういったものなのかという部分は確かにいろいろなスキルとか研修とか、後々つけていくことができる部分だと思います。柔軟性というのは確かにこれから図られていくと思いますけれども、あともう1つ、私はおっしゃるとおりでここに書かれている基準は決して厳しいものではないとか、表現として、ではそれをどう図っていくのかという部分が、例えば理解、熱意及び児童に対する愛情を有して、ではどれぐらいのものをやればいいのかという部分が曖昧に書かれているわけですが、その曖昧さがむしろアセスメントをする上では非常に重要で、アセスメントをするソーシャルワーカーの方々のスキルとか、あるいは子供に対する考え方とか、人権とか、福祉とか、そういったものに対するこちら側の姿勢とか体制というものすごく問われる。

この曖昧さというのは、むしろアセスメントにとっては非常にいいものなのかなと思って読ませていただきました。これは、おっしゃるとおり決して厳しいものではないですし、もし加えることができるならば児童相談所と連携ができることとか、そんな一文が入ると大分変わるのかなということを思いながら、少し蛇足になりましたけれども、つけ加えさせていただきました。

○柏女部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

1つ、私の意見を言ってもよろしいでしょうか。ひとり親のところなのですけれども、私自身はこの「児童養育の経験があること」というところも、もしかしたら取ってもいいのかなとは思っています。

それから、「保健師、看護師、保育士等の資格を有していること」、これはぜひ必要だと思うし、イの「主たる養育者」というのがよくわからない。2人そろっていることを前提にしているのかどうかということですが、そこがよくわからないのでこれは要らないのではないかと。

それから、原則として親族でなければならないことではないのではないかととも思っています。東京都はどうかわかりませんが、他県で里親さんでいらっしゃるの、例えば障害児関係の施設長さんをしていたりとか、あるいは職員をしていて長年経験があって、そしてもちろん子育ての経験は施設で経験をしているわけですが、その方が周りの親の会とか、それから職員の方々の手を借りながら障害を持った子供たちを受託するケースはあるわけです。それがあってもいいし、それから児童養護施設で長く養育を経験してきた方が子供さんを短期、例えば1週間里親としてお預かりするとか、そうした事例もありますので、そうしたもので、つまり短期里親さんとしてやっていくものまで排除してしまう必要はないかと思っています。

原則として青葉委員がおっしゃったようなことは私はとても大切だと思いますけれども、それは100人中90人の子供たちの養育には必要だが、100人中10人、あるいは100人中1人の子供にとっては、基準をつくってしまうとその子たちの里親に養育される手だてを奪ってしまうことにもなりかねないので、そうしたところは表現に今、武藤委員がおっしゃったような緩和をさせるなどしておくことが必要なのではないかと個人的には思っています。他はいかがでしょうか。

では、どうぞ山本委員お願いします。

○山本委員 言わずもがなのことかもしれないですけれども、認定基準をどういうふうにしたところで、実際にその養育が始まってから起こる事実経過というのは必ずしも全部予想どおりじゃないということが一番の根本ですね。その予想どおりじゃないことが起こったとき、何ができるのかというところをどこまであらかじめ担保するかということになると思うんですけれども、それはさっき渡邊委員がおっしゃったように相談所なり何なり、バックアップとかサポートシステムですね。そのシステムがよく機能していて、そこをうまく使えるかということが問われていくと思うんです。

なので、不調というのは結局はその何かトラブルなんですね。十分にサポートが効いていれば、そこまでいかに食いとめられる可能性がいつもあるわけですが、それがうまくいかなくてどこかで不調になるわけですね。そのサポートのシステムをうまく使うということと、サポートをしておくということが委託後のプロセスとして予想されているかということのほうが大きくて、あらかじめこれから先わからない未来をどこまで予想しても、すごく非常識なこと以外は排除の条件にはならないし、それはチャンスを与えるということのほうが大きくなっていくので、ここで絞り込んでも結局見えてくるのは、その先の預かってからというプロセスを想定してどうするということがのほうが大事なように思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

松原委員長、何かございましたらお願いしたいと思います。

○松原委員 枠組みは、拡大をしていく方向をとるべきだと思います。

ただし、それと認定をするということは別ですし、これはどういう家庭を児童福祉審議会にかけるかという、その手前のところの作業だと思うんです。

それと、山本委員もおっしゃいましたし、今日はヒアリングの中でたくさんマッチングの話が出てきていますので、児童相談所が措置権を持ち続けるんだとしたら、各施設等の民間機関との連携の他にやはり児童相談所が今まで以上に関わらないと、そこにいろいろな課題が出てくるんじゃないかと思っております。

○柏女部会長 ありがとうございます。時間になりましたけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今日は議題満載、すし詰めという状態で皆様方に御意見を頂戴いたしました。最終的に提言をまとめる際に、今日の御意見も参考にさせていただければと思っております。

それともう1つ、私からですけれども、先ほどヒアリングの中で里親支援専門相談員の業務内容のQ&Aのことがかなり出ておりましたが、それは私たちはいただいているんですね。

公開できないものなのでしょうか。

○中澤育成支援課長 施設との間で御説明する上で使ってはいるのですけれども、一般に何か公開しているというものではないです。

○柏女部会長 ここも改善をという意見がかなりあったので、その是非を議論するためには、大きなシステムの議論はもちろんですけれども、具体的な制度改善提案でもありましたので、それをするためには私たちが一部ずつでも取り扱い注意ならば取り扱い注意でも構わないですが、あったほうがいいのかと思うのですが、どうでしょうか。

○中澤育成支援課長 検討させていただいて、また御相談させていただくということでもよろしいでしょうか。

○柏女部会長 もし可能でしたら、次回までにそれぞれのところにお送りをいただくような形であれば、事前に勉強ができる。今日の話で何を言っているのか全然わからなかったところもありますので、そこを確認するという意味でもあったほうがいいのかと思いました。よろしく御検討をお願いしたいと思います。

それでは、次回は「委託促進と支援のシステムづくりについて」、今日話題になったいわゆる乳児委託の問題と、それから支援のシステムづくりが一番大きなこの部会での議論のテーマということになります。そのうちの1つ目ということになります。具体的な審議を行っていくことになります。その際に、今日のヒアリング内容を踏まえて検討を進めていければと思います。

それでは、今日の審議は以上になります。

事務局から、今後の予定などお願いをしたいと思います。

○中澤育成支援課長 本日は、どうもありがとうございました。

今年開催される会議は、今回で最後になります。次回の第5回の部会ですが、来年の1月27日、19時から21時を予定しております。会場等につきましてはまた後日、委員の皆様にご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。以上です。

○柏女部会長 それでは、今日の第4回専門部会はこれで終了とさせていただきます。

遅い時間までありがとうございました。どうぞ皆さんよいお年をお迎えください。

閉 会

午後9時04分